

2023 年 3 月 15 日

加 入 事 業 主 様

外国運輸金融健康保険組合
専務理事 南 野 肇
(公 印 省 略)

健 康 保 険 法 の 改 正 事 項 等 に つ い て

当組合の事業運営につきましては、平素より格別なご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、標記のことにつきまして、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年 政令 第 23 号）」の発出にともない、令和 5 年 4 月から健康保険の出産育児一時金の支給額について変更がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、あわせて別添、事務連絡（健康保険事務担当者あて）をお送りしますので、ご担当者への周知方、よろしくお願いいたします。

記

1. 出 産 育 児 一 時 金 支 給 額 の 変 更

出産育児一時金の支給額が、現行の 42 万円から 50 万円に引き上げとなります。ただし、当組合の付加給付の額は現行どおり 17.5 万円です。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は以下のとおりです。

なお、家族出産育児一時金も同様であることを申し添えます。

	法定給付額	付加給付額	総 額
現 行	420,000 円	175,000 円	595,000 円
改 正 後	500,000 円	175,000 円	675,000 円

※ 産科医療補償制度の加算対象外の場合は、加算額の 12,000 円が法定給付額より差し引かれます。